

第 1 趣旨

この基準は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成 11 年法律第 81 号。以下「法」という。）第 3 条第 1 項の規定に基づき、住宅の性能に関し表示すべき事項及びその表示の方法を定めるものとする。

第 2 適用範囲

この基準は、法第 2 条第 1 項に規定する住宅について適用する。

第 3 用語の定義

- 1 この基準において「構造躯体」とは、建築基準法施行令（昭和 25 年政令第 338 号）第 1 条第 3 号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。
- 2 この基準において「構造躯体等」とは、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物にあっては構造躯体及びそれと一体としてつくられた鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の部分をいい、それら以外の建築物にあっては構造躯体をいう。
- 3 この基準において「評価対象住戸」とは、住宅性能評価の対象となる一戸建ての住宅又は共同住宅等のうち住宅性能評価の対象となる一の住戸をいう。
- 4 この基準において「他住戸等」とは、評価対象住戸以外の住戸その他の室（評価対象住戸と一体となって使用される室を除く。）をいう。
- 5 この基準において「多雪区域」とは、建築基準法施行令第 86 条第 2 項に規定する多雪区域をいう。
- 6 この基準において「避難階」とは、建築基準法施行令第 13 条の 3 第 1 号に規定する避難階をいう。
- 7 この基準において「特定測定物質」とは、ホルムアルデヒド、トルエン、キシレン、エチルベンゼン及びスチレンをいう。
- 8 この基準において「同一階等」とは、評価対象住戸が存する階及びその直下の階をいう。
- 9 この基準において「評価対象建築物」とは、評価対象住戸を含む建築物をいう。

第 4 表示すべき事項及び表示の方法

- 1 表示すべき事項は、別表（新築住宅にあっては別表 1 をいい、既存住宅（新築住宅以外の住宅をいう。以下同じ。）にあっては別表 2 1 をいう。以下第 4 及び第 5 において同じ。）の(い)項に掲げるものとする。ただし、性能を表示しようとする住宅（以下「性能表示住宅」という。）が(ろ)項

に掲げる適用範囲に該当しない場合においては、この限りでない。

- 2 表示の方法は、別表の(い)項に掲げる表示すべき事項に応じ、(は)項に掲げるものとする。ただし、評価方法基準(平成13年国土交通省告示第1347号)に従った評価の対象となるものが当該性能表示住宅に存しない場合にあっては、その旨を表示することとする。
- 3 住宅の性能に関し、別表の(い)項に掲げる事項について、(は)項に掲げる方法により表示をする場合において、その説明を付するときは、(に)項に掲げる事項に応じ、(ほ)項に掲げる文字を用いて表示することとする。

第5 遵守事項

日本住宅性能表示基準に従って住宅の性能を表示している旨を表示する場合にあっては、次の事項を遵守しなければならない。

- 1 指定住宅性能評価機関が行う住宅性能評価の結果に基づかずに表示する場合においては、その旨を明示すること。
- 2 設計住宅性能評価又は建設住宅性能評価の別(性能表示住宅が新築住宅である場合に限る。)新築住宅又は既存住宅の別(住宅性能評価が建設住宅性能評価である場合に限る。)及び住宅性能評価において従った評価方法基準を特定できる情報を明示すること。
- 3 住宅の性能に関し、別表の(い)項に掲げる事項以外の事項を併せて表示し、又は(い)項に掲げる事項について(は)項に掲げる方法以外の方法により併せて表示する場合においては、その旨を明示すること等により、当該表示が日本住宅性能表示基準に従ったものであるとの誤解を招くことがないようにすること。
- 4 表示する内容が評価方法基準に従って評価を行った結果であること、表示する内容が評価した時点におけるものに過ぎないこと等を明記することにより、表示する内容について誤解を招くことがないように配慮すること。

別表1（新築住宅に係る表示すべき事項等）

	(い) 表示すべき事項	(ろ) 適用範囲	(は) 表示の方法	(に) 説明する事項	(ほ) 説明に用いる文字
略（1 構造の安定に関すること～5 温熱環境に関すること）					
6 空気環境に関する こと	6 - 1 ホルムアルデヒド対策(内装等)	一戸建ての住宅又は共同住宅等	次のイからハまでのうち、該当するものを明示する。この場合において、口を明示するときは、 使用する特定本質建材 居室の内装及び居室の天井裏等（換気等の措置のないものに限る。）のそれぞれについて、 その名称及び ホルムアルデヒド 放散等級 を、居室の内装にあっては等級（1、2 ←又は3又は4）を、居室の天井裏等にあっては等級（2又は3）により併せて明示する。 イ．製材等（丸太及び単層フローリングを含む。）を使用する ロ． 特定本質建材（パーティクルボード、MDF、合板、構造用パネル、複合フローリング、集成材又は単板積層材） を使用する ハ．その他の建材を使用する	ホルムアルデヒド対策(内装等)	居室の内装材の仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地等からのホルムアルデヒドの 放散量 を少なくする対策
				ホルムアルデヒド 放散等級	居室の内装材としての仕上げ及び換気等の措置のない天井裏等の下地等に使用される特定 本質 建材からのホルムアルデヒドの 放散量 の少なさ
				等級4	ホルムアルデヒドの放散量が少ない（日本工業規格のE₀等級相当以上又は日本農林規格のF₀等級相当以上）
				等級3	ホルムアルデヒドの 放散量 が やや極めて少ない（日本工業規格のE₁等級相当以上又は日本農林規格のF₀₊等級相当以上）
				等級2	ホルムアルデヒドの 放散量 が やや多い 少ない（日本工業規格のE ₂ 等級相当以上又は日本農林規格のF ₀₊ 等級相当以上）
				等級1	その他
	6 - 2 全般換気対策	一戸建ての住宅又は共同住宅等	次のイからハまでのうち、該当する一 の全般換気対策を明示する。 イ．一定の換気量を確保するための常時の機械換気 ロ．一定の換気量を確保するための常時の自然換気 ハ．その他	全般換気対策	住宅全体で必要な換気量が確保できる対策
	6 - 3 局所換気設備	一戸建ての住宅又は共同住宅等	便所、浴室及び台所のそれぞれについて、次のイからハまでのうち、該当する局所換気のための設備を明示する。 イ．機械換気設備 ロ．換気のできる窓 ハ．なし	局所換気設備	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための設備

<p>6 - 2 換気対策</p>	<p>一戸建ての住宅又は共同住宅等</p>	<p>次のイの a 又は b のうち、該当する居室の換気対策を明示し、かつ、次の口の a から c までのうち、便所、浴室及び台所のそれぞれについて、該当する局所換気対策を明示する。この場合において、イの b を明示するときは、具体的な換気対策を併せて明示する。</p> <p>イ．居室の換気対策 a．機械換気設備 b．その他</p> <p>ロ．局所換気対策 a．機械換気設備 b．換気のできる窓 c．なし</p>	<p>居室の換気対策 局所換気対策</p>	<p>住宅の居室全体で必要な換気量が確保できる対策 換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための対策</p>
<p>6 - 4 6 - 3 室内空気中の化学物質の濃度等</p>	<p>一戸建ての住宅又は共同住宅等</p>	<p>特定測定物質（測定の対象となるものに限る。以下同じ。）ごとに、次のイからへまでに掲げるものを明示する。</p> <p>イ．特定測定物質の名称 ロ．特定測定物質の濃度（単位を ppm、ppb、mg/m³、μg/m³ その他一般的に使用されるものとし、平均の値（測定値が一の場合にあっては、その値）又は最高及び最低の値とする。） ハ．特定測定物質の濃度を測定（空気の採取及び分析を含む。）するために必要とする器具の名称（空気の採取及び分析を行う器具が異なる場合にあっては、それぞれの名称） ニ．採取を行った年月日、採取を行った時刻又は採取を開始した時刻及び終了した時刻並びに内装仕上げ工事（造付け家具の取付けその他これに類する工事を含む。）の完了した年月日 ホ．採取条件（空気を採取した居室の名称、採取中の室温又は平均の室温、採取中の相対湿度又は平均の相対湿度、採取中の天候及び日照の状況、採取前及び採取中の換気及び冷暖房の実</p>	<p>室内空気中の化学物質の濃度等</p>	<p>評価対象住戸の空気中の化学物質の濃度及び測定方法</p>

			施状況その他特定測定物質の濃度に著しい影響を及ぼすものに限る。)へ・特定測定物質の濃度を分析した者の氏名又は名称(空気の採取及び分析を行った者が異なる場合に限る。)		
略(7光・視環境に関すること～9高齢者等への配慮に関すること)					

別表2 - 1 (既存住宅に係る表示すべき事項等)

		(い)	(ろ)	(は)	(に)	(ほ)
		表示すべき事項	適用範囲	表示の方法	説明する事項	説明に用いる文字
略 (現況検査により認められる劣化等の状況に関すること)						
個別性能に関すること	略 (1 構造の安定に関すること ~ 4 維持管理への配慮に関すること)					
	6 空気環境に関すること	6-3-6-2 <u>局所換気設備換気対策 (局所換気対策)</u>	一戸建ての住宅又は共同住宅等	便所、浴室及び台所のそれぞれについて、次のイからハまでのうち、該当する局所換気のための設備局所換気対策を明示する。 イ．機械換気設備 ロ．換気のできる窓 ハ．なし	<u>局所換気設備換気対策 (局所換気対策)</u>	換気上重要な便所、浴室及び台所の換気のための設備
		6-4-6-3 室内空気中の化学物質の濃度等	一戸建ての住宅又は共同住宅等	特定測定物質 (測定の対象となるものに限る。以下同じ。)ごとに、次のイからハまでに掲げるものを明示する。 イ．特定測定物質の名称 ロ．特定測定物質の濃度 (単位を ppm、ppb、mg/m ³ 、μg/m ³ その他一般的に使用されるものとし、平均の値 (測定値が一の場合にあっては、その値)又は最高及び最低の値とする。) ハ．特定測定物質の濃度を測定 (空気の採取及び分析を含む。)するために必要とする器具の名称 (空気の採取及び分析を行う器具が異なる場合にあっては、それぞれの名称) ニ．採取を行った年月日並びに採取を行った時刻又は採取を開始した時刻及び終了した時刻 ホ．採取条件 (空気を採取した居室の名称、当該居室に存する家具 (造付け家具を除く。)、カーテンその他これらに類するものの名称、採取中の室温又は平均の室温、採取中の相対	室内空気中の化学物質の濃度等	評価対象住戸の空気中の化学物質の濃度及び測定方法

			湿度又は平均の相対湿度、採取中の天候及び日照の状況、採取前及び採取中の換気及び冷暖房の実施状況その他特定測定物質の濃度に著しい影響を及ぼすものに限る。 ヘ．特定測定物質の濃度を分析した者の氏名又は名称（空気の採取及び分析を行った者が異なる場合に限る。）		
略（ 7 光・視環境に関すること～ 9 高齢者等への配慮に関すること）					
この表において「特定劣化事象等」とは、評価方法基準（平成 13 年国土交通省告示第 1347 号）第 5 の 2 の 1 (2)イ に規定する特定劣化事象等をいう。					

別表 2 - 2（部位等ごとの劣化事象等） 略